



# 島根県報

平成19年 8 月 3 日 (金)

第 1,902 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則 (農畜産振興課) 2

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地域福祉課) 6

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 ( " ) 6

生活保護法の規定による指定医療機関の名称及び所在地変更の届出 ( " ) 7

生活保護法の規定による指定施術機関の所在地変更の届出 ( " ) 7

生活保護法の規定による介護機関の指定 ( " ) 7

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( " ) 8

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 8

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ( " ) 9

農業振興地域の指定の一部改正 ( 3 件 ) (農業経営課) 9

農地保有合理化事業規程の変更の承認 ( " ) 10

県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 10

保安林の指定施業要件の変更 ( 2 件 ) (森林整備課) 10

森林法第189条の規定による告示及び揭示 ( " ) 11

小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間 (水産課) 11

道路の区域の変更 (道路維持課) 12

道路の供用開始 ( " ) 12

都市計画事業変更の認可 (都市計画課) 13

宅地建物取扱業法の規定に基づく聴聞の実施 (建築住宅課) 13

### 公 告

平成19年度消防設備士講習の実施 (消防防災課) 14

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課) 15

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定 (経営支援課) 15

定 ( " ) 15

開発行為に関する工事の完了 ( 2 件 ) (都市計画課) 16

### 公安告示

貴重品運搬警備業務 1 級検定及び空港保安警備業務 1 級検定の実施 (警察本部) 16

## 公布された条例等のあらまし

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則 (規則第68号)

### 1 規則の概要

(1) 養ほう振興法等により知事に提出する書類は、支庁又は農林振興センターの長を経由しないこととした。

- (2) 土地貸与承諾書の様式を定めることとした。(様式第3号関係)
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第68号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則(昭和31年島根県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条第1項中「法」を「養ほう振興法(昭和30年法律第180号。以下「法」という。)」に改め、同条を第1条とする。

第3条中「省令」を「養ほう振興法施行規則(昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。)」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

様式第1号中「(第2条関係)」を「(第1条関係)」に、「第2条第3項」を「第1条第3項」に、「みつばち飼育届をします」を「届け出ます」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

様式第2号中「(第2条関係)」を「(第1条関係)」に、「第2条第4項」を「第1条第4項」に改める。

様式第3号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に、

「本籍地

「住所

現住所

を 連絡先

に、「許可願いたく」

通信連絡場所

氏名又は名称及び代表者の氏名

印」

氏名又は名称及び代表者の氏名

印」

を「許可されるよう」に、「左記土地所有者住所氏名」を「転飼場所の土地管理者住所氏名」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

2 土地貸与承諾書及びその場所の見取図は、別紙によること。

様式第3号に別紙として次のように加える。

別紙

年 月 日

転飼者氏名 様

土地管理者住所  
氏名

印

土地貸与承諾書

私の管理する土地をみつばち転飼のため、下記のとおり使用することを承諾いたします。

記

1 使用土地の所在地 市 町 番地  
郡 村字 番地

2 使用面積 アール

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 ほう場付近見取図

注 ほう場付近の目標物を明記すること。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

転飼許可証再交付申請書

転飼許可証を紛失した  
破損した  
ので、養ほう振興法施行細則第 3 条第 1 項の規定により、再交付を申請します。

様式第5号中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「第5条の」を「第4条の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第633号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団太田脳神経外科クリニック	松江市砂子町196番地3	平成19年7月3日
出雲市駅南口クリニック	出雲市駅南町一丁目3番地2	平成19年7月1日
クリニックかんど	出雲市西新町二丁目2457-7	平成19年7月3日
きむらこどもファミリークリニック	出雲市西新町一丁目2548-9	平成19年7月2日
久手薬局	大田市久手町刺鹿2731番地2	平成19年6月1日
東朝日町眼科	松江市東朝日町218-1-101	平成19年7月1日
大学前のつ内科クリニック	松江市学園二丁目27-17	平成19年5月1日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 創健会	松江市上乃木三丁目4番1号	訪問看護ステーションあゆみ	松江市上乃木二丁目27番21号	平成19年4月11日

島根県告示第634号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
太田脳神経外科クリニック	松江市砂子町196-3	平成19年7月1日
出雲市駅南口クリニック	出雲市駅南町一丁目3番地2	平成19年6月30日
きむらこどもファミリークリニック	出雲市西新町一丁目2548-9	平成19年6月30日
ホスピタルかんど	出雲市西新町二丁目2457-7	平成19年6月30日
佐和歯科医院	松江市寺町101-6	平成19年6月5日
藤原整形外科医院	松江市春日町180-6	平成19年5月31日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人 社団 創健 会	松江市上乃木三丁目 4 番 1 号	訪問看護ステーションあ ゆみ	松江市上乃木三丁目 4 - 1	平成19年 4 月10日

## 島根県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称及び所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称		所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
松江生協老人訪問看護 ステーション	八重垣にじのステーシ ョン	松江市西津田 1 - 8 - 10	松江市佐草町456 - 1	平成 8 年 8 月 1 日

## 島根県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
のぞみ整骨院	出雲市西新町一丁目2453 - 7	出雲市西新町一丁目2453 - 4	平成19年 5 月 2 日

## 島根県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 C・S・ G	松江市鹿島町上講武 894番地 1	通所介護	鹿島サービスセ ンター「こぢよっ らと」	松江市鹿島町上講武 894番地 1	平成19年 6 月18日

松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	通所介護	生協にこにこデイサービス	松江市西津田七丁目14番21号	平成19年7月1日
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	介護予防通所介護	生協にこにこデイサービス	松江市西津田七丁目14番21号	平成19年7月1日
社会福祉法人 壽光会	出雲市湖陵町差海318-1	通所介護	ケアサポート 相生	出雲市今市町741-5	平成19年6月26日
社会福祉法人 壽光会	出雲市湖陵町差海318-1	介護予防通所介護	ケアサポート 相生	出雲市今市町741-5	平成19年6月26日
医療法人 社団 創健会	松江市上乃木三丁目4番1号	訪問看護	訪問看護ステーション あゆみ	松江市上乃木二丁目27番21号	平成19年4月11日
医療法人 社団 創健会	松江市上乃木三丁目4番1号	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション あゆみ	松江市上乃木二丁目27番21号	平成19年4月11日
かなび株式会社	松江市堂形町843	通所介護	堂形クラブ デイサービス	松江市堂形町843	平成19年7月19日
かなび株式会社	松江市堂形町843	介護予防通所介護	堂形クラブ デイサービス	松江市堂形町843	平成19年7月19日

島根県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 社団 創健会	松江市上乃木三丁目4番1号	訪問看護	訪問看護ステーション あゆみ	松江市上乃木三丁目4-1	平成19年4月10日
医療法人 社団 創健会	松江市上乃木三丁目4番1号	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション あゆみ	松江市上乃木三丁目4-1	平成19年4月10日
医療法人 藤原整形外科医院	松江市春日町180-6	介護療養型医療施設	藤原整形外科医院	松江市春日町180-6	平成14年2月1日
特定非営利活動法人 まごころサービス 松江センター	松江市古志原一丁目14-1	居宅介護支援	ケアステーション まごころ	松江市古志原一丁目14-1	平成19年6月30日

島根県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年8月3日



島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 ナンバ	特定福祉用具販売	ナンバ 出雲ドーム店	出雲市平野町408	平成19年 8 月 1 日
	特定介護予防福祉用具 販売			

島根県告示第640号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社メデカジャパン	出雲ケアセンターそよ風	出雲市今市町876 - 9	平成19年 8 月 1 日

島根県告示第641号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

7 益田地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

益田市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（（ア）都市計画法に基づき、平成16年益田市告示第215号により定められた益田都市計画用途地域並びに乙吉町及び東町のうち当該用途地域に囲まれた区域、（イ）都市計画法に基づき、昭和40年 5 月 26 日建設省告示第1379号により定められた臨港地区、（ウ）港湾法に基づき、昭和39年島根県告示第316号により定められた港湾隣接地域の中の島地区及び高津地区、（エ）松崎国有林及び若山国有林、（オ）平成 5 年 5 月 27 日運輸省告示第320号により定められた石見空港用地、（カ）平成15年島根県告示第1077号により定められた高津川地域森林計画区の林班番号第102、第103の一部、第407から第410まで、第412、第426から第430まで、第431の（い）、第433から第440まで、第488、第490から第508まで、第512から第516まで、第517の（ろ）、第518のうちの保安林、第658、第659、第660の（い）、第716から第719のうちの昭和48年 7 月 1 日現在の保安林、（キ）昭和31年 2 月 4 日30大経第451号及び昭和31年 5 月 26 日31経第74号で登録された明ヶ原国有林（第1508～第1511林班）並びに昭和45年島根県告示第779号により定められた保安林予定森林及び三ノ滝、亀井谷、広見、大山国有林、（ク）昭和44年厚生省告示第 6 号により指定された西中国山地国定公園特別保護地区及び第 1 種～第 3 種特別地域、（ケ）昭和62年島根県告示第473号で美都町の区域のうち、別添図面の赤色斜線部分を農業振興地域の縮小を行うこととされた区域）を除く区域

島根県告示第642号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

6 美都地域の項を次のように改める。

6 削除

島根県告示第643号

農業振興地域の指定（昭和48年島根県告示第555号）の一部を次のように改正する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 匹見地域の項を次のように改める。

1 削除

注中「益田総合事務所及び」を「西部農林振興センター及び事務所並びに」に改める。

島根県告示第644号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定によりくにびき農業協同組合の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により告示する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 農地売買等事業

島根県告示第645号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
横田南地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成17年3月25日
宇谷・大原第2地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成18年3月23日
大谷地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成18年5月10日

島根県告示第646号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年8月21日農林水産省告示第1283号、平成11年1月20日農林水産省告示第67号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第647号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成13年 8 月31日農林水産省告示第643号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第648号

平成19年島根県告示第548号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市弥栄町田野原868、868 - 1	三浦光男	大阪府豊中市大島町1丁目11 - 13

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

島根県告示第649号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

なお、対象とする漁業は2のとおりとする。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 許可及び起業の認可の申請期間  
平成19年 8 月 3 日から平成19年 8 月 9 日まで

2 対象とする漁業

- (1) 漁業種類 小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業(機船手繰網漁業))
- (2) 大田市、出雲市界から正北西の線と松江市美保関町地蔵崎灯台から正北北東の線と両線間における海面のうち、北緯35度50分以南の出雲地区沖合海面
- (3) 総トン数 10トン以上15トン未満
- (4) 隻数 1隻

島根県告示第650号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	大社立久恵線	出雲市高松町1309番3地先から同市芦渡町421番1地先まで	前 A	メートル 3.00~ 26.00	メートル 920.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	3.00~ 26.00	920.00		
			後 B	3.00~ 55.00	1,170.00		
"	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙横岩平2440番9地先から同町左鐙高垣古屋床上ミ1026番5地先まで	前	3.50~ 27.00	810.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	3.80~ 53.00	810.00		

島根県告示第651号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町武代18番2地先から同48番2地先まで	メートル 181.00	平成19年 8月3日	松江県土整備事務所	
"	川本美郷線	邑智郡美郷町都賀行861番1地先から同地先まで	10.00	平成19年 8月3日	県央県土整	

〃	〃	邑智郡美郷町都賀行849番 1 地先から同 地先まで	16.00	平成19年 8 月 3 日	備事務所	
〃	津和野田万 川線	鹿足郡津和野町山下659番 2 地先から同 町中川441番地先まで	350.00	平成19年 8 月10日	益田県土整 備事務所津 和野土木事 務所	
〃	〃	鹿足郡津和野町山下649番地先から同 1028番 7 地先まで	100.00	平成19年 8 月10日		
〃	〃	鹿足郡津和野町中川921番 1 地先から同 170番 2 地先まで	200.00	平成19年 8 月10日		

島根県告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成13年島根県告示第604号宍道都市計画道路事業 3・5・1号宍道中央線

3 事業施行期間

平成13年 8 月14日から平成22年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県松江市宍道町宍道地内

(2) 使用の部分

なし

島根県告示第653号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第 1 項の規定及び同条第 2 項において準用する同法第16条の15第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 聴聞の日時

平成19年 8 月30日 午後 2 時

2 聴聞の場所

島根県松江市殿町 1 番地 県庁会議棟第 1 会議室

3 被聴聞者

(1) 商号 有限会社塚田商事

(2) 代表者氏名 塚田 房雄

(3) 主たる事務所の所在地 浜田市相生町3948番地 2

(4) 免許証番号 島根県知事（ 8 ）第522号

(5) 免許年月日 平成19年3月14日

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による「消防用設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けてから2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けてから5年以内の者

### 2 講習年月日及び場所

講習区分	免状区分	講習年月日	場 所
消火設備	第1類の甲種	平成19年10月4日	出雲市
	” 乙種		
	第2類の甲種		
	” 乙種		
警報設備	第3類の甲種	平成19年10月10日	浜田市
	” 乙種		
	第7類の乙種		
避難設備 消火器	第5類の甲種	平成19年10月16日	松江市
	” 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

### 3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間
  - (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 3時間30分
- 講習終了後30分程度の効果測定を行う。

### 4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(社)島根県消防設備保守協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター、県民センター各事務所及び各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円（これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書にはること。）

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成19年9月3日から平成19年9月25日まで（郵送の場合は、9月25日の消印有効）

イ 提出先

松江市殿町1番地 島根県庁7階「(社)島根県消防設備保守協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士

受講申請」と朱書きのこと。)

5 問合せ先

〒690 - 8501

松江市殿町1番地 島根県庁 7 階

( 社 ) 島根県消防設備保守協会 ( T E L 0852 - 28 - 7305又は0852 - 22 - 6828 )

( F A X 0852 - 22 - 6754 )

理容師法 ( 昭和22年法律第234号 ) 第11条の 4 第 2 項及び美容師法 ( 昭和32年法律第163号 ) 第12条の 3 第 2 項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称及び住所

財団法人 理容師美容師試験研修センター

東京都港区虎ノ門一丁目26番 5 号

2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

財団法人 理容師美容師試験研修センター島根県支部

島根県松江市大輪町420 - 1

3 講習日程

第 1 日 平成19年11月12日

第 2 日 平成19年11月19日

第 3 日 平成19年11月26日

4 申込書の配布及び受付期間

配布 平成19年 8 月20日から

受付 平成19年 9 月19日から平成19年10月 2 日まで

ただし、受講予定人員に達した場合は、受付期間中であっても締め切る。

5 講習会場

くにびきメッセ

島根県松江市学園南一丁目 2 - 1

6 受講料

1 人14,000円

島根県中小企業制度融資要綱 ( 昭和47年島根県告示第239号 ) 第 3 条第 5 号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指定期間
19 - 2	株式会社アメックス協販	島根県江津市都野津町2277番地33	平成19年 7 月19日 ~ 平成20年 7 月18日
19 - 3	株式会社カオリン	島根県江津市都野津町340番地 8	平成19年 7 月19日 ~ 平成20年 7 月18日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
 簸川郡斐川町大字上直江2037番1 外44筆（第3工区）  
 面積 9,886.44平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 簸川郡斐川町大字上直江2308番地  
 株式会社 出雲村田製作所  
 代表取締役社長 井上 純

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
 仁多郡奥出雲町上阿井1781番地 外18筆  
 面積 19,335.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 仁多郡奥出雲町三成358番地1  
 奥出雲町土地開発公社  
 理事長 岩田 一郎

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 島根県公安委員会告示第89号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成19年8月3日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

- 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種 別 、 級	実 施 日 時	定 員
貴重品運搬警備業務1級	平成19年11月3日（土）午前8時30分から午後5時まで	5人程度
空港保安警備業務1級	平成19年11月17日（土）午前8時30分から午後5時まで	10人程度

- 2 検定実施場所  
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター
- 3 検定の内容  
 次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつ



た者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

ア 学科試験の科目

- ㍑ 警備業務に関する基本的な事項
- ㍒ 法令に関すること。
- ㍓ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- ㍔ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- ㍕ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験の科目

- ㍑ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- ㍒ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- ㍓ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務 1 級

ア 学科試験の科目

- ㍑ 警備業務に関する基本的な事項
- ㍒ 法令に関すること。
- ㍓ 乗客等の接遇に関すること。
- ㍔ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- ㍕ 空港に関すること。
- ㍖ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- ㍗ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験の科目

- ㍑ 乗客等の接遇に関すること。
- ㍒ 手荷物等検査に関すること。
- ㍓ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- ㍔ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

種 別	受 付 期 間
貴重品運搬警備業務 1 級	平成19年 9 月18日（火）から同月21日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
空港保安警備業務 1 級	平成19年10月 1 日（月）から同月 5 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。